４　パートタイム労働者等

4.1　パートタイム労働者比率

①　指標の解説

就業形態の多様化の現れとして、非正規雇用労働者の増加が言われる。総務省統計局「労働力調査」で非正規の職員・従業員（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他）の内訳をみるとパートが最も多く約半数を占めている。

パートは統計調査では、「パートタイム労働者」（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）、「短時間労働者」（同「賃金構造基本統計調査」）、「パート」（総務省統計局「労働力調査」）などの名称で調査されているが、定義が調査によって区々である。毎月勤労統計調査のパートタイム労働者と賃金構造基本統計調査の短時間労働者は、定義が「1 日の所定労働時間が一般労働者より短い者あるいは 1 日の所定労働時間が同じであっても 1 週の所定労働日数が一般労働者より少ない者」と定義されている。労働力調査では、パートは「事業所においてパートと呼ばれている労働者」と定義され、呼称パートと呼ばれる。労働力調査は週間就業時間数も調査しており、「週間就業時間 35 時間未満の者」の数がパートの統計として代用されることもある。

なお、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（2020 年以降は短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）」（以下「パート労働法」という。）においては、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者より短い者が「短時間労働者」と定義されている。

ここでは、次に掲げる条件ごとに、該当する労働者をパートとし、労働者に占める比率を算出する。（ ）内はここで用いる略称である。また、パートを含む非正規雇用労働者比率も算出する。

・1 日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い

者（短時間）
・呼称がパートの者（呼称パート）
・呼称がパートに加え、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託その他である者（非正規雇用労働者（呼称パート＋その他））
・週間就業時間が 35 時間未満の者（週 35 時間未満）
・パート労働法上の定義に該当する者（パート法該当）

②　指標の作成結果

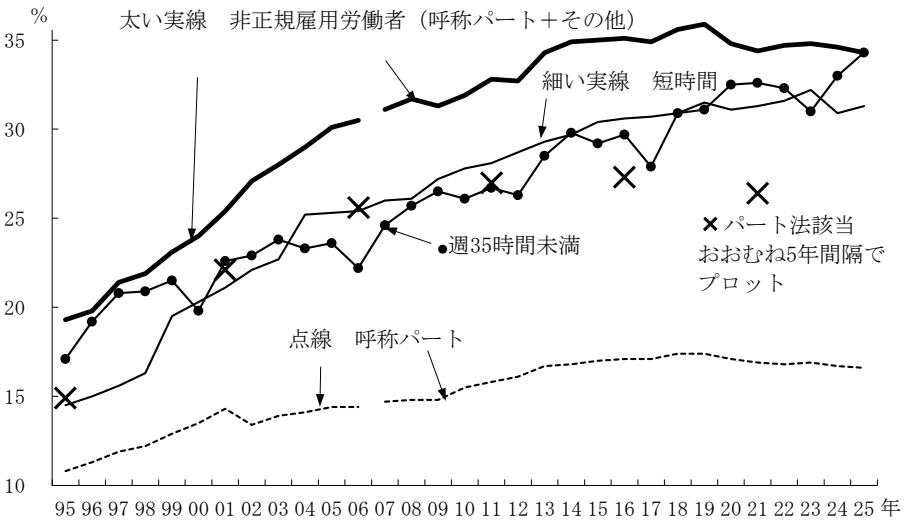
結果は図 4-1 のとおりである。

③　作成結果の説明

各比率とも水準に違いはあるものの、ほぼ一貫して上昇傾向にある。

図 4-1　各種パートタイム労働者比率

（用語の意味は本文①）



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、「パートタイム労働者総合実態調査」、「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」、総務省統計局「労働力調査（基本集計）」、「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」

注：「非正規雇用労働者」、「呼称パート」の 2001 年までは各年 2 月に行われていた「労働力調査特別調査」による。2002 年以降 2012 年までは「労働力調査（詳細集計）」年平均に基づく。

④　指標の作成方法

「短時間」の比率は、毎月勤労統計調査によるパートタイム労働者比率（全常用労働者に占めるパートタイム労働者の比率）そのものである。1 日の所定労働時間又は週の所定労働日数が一般労働者より短い者は、毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者の定義そのものである。なお、毎月勤労統計調査の 2024 年 1 月分確報が公表された際にベンチマーク更新[注]がされたため、2024 年のパートタイム労働者比率はその影響を受けていることに留意が必要である。

注 2024 年 1 月確報公表時のベンチマーク更新時には、従来のベンチマーク更新時とは異なり、前年分をベンチマーク更新を行ったとした場合の値（参考値）を作成し、これを用いてベンチマーク更新の影響を取り除いた伸び率が公表されているが、本指標作成で用いたパートタイム労働者比率は、2023 年はベンチマーク更新を行っていない比率を、2024 年はベンチマーク更新後の比率を用いている。

「呼称パート」の比率は、労働力調査（基本集計）の年平均による非農林業雇用者（役員を含む）に占める呼称がパートの者の割合である。

「呼称パート＋その他」の比率は、労働力調査（基本集計）の年平均による非農林業雇用者（役員を含む）に占める呼称がパート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託、その他の者の割合（非正規雇用労働者の割合）である。ただし、2001 年までは、各年 2 月に行われていた労働力調査特別調査、2002 年以降 2012 年までは、労働力調査（詳細集計）の年平均による。

「週 35 時間未満」の比率は、労働力調査による非農林業雇用者（役員を含む、休業を含む）に占める週間就業時間数が 1～34 時間の者の割合である。「1～14 時間」と「15～34 時間」の非農林業雇用者数の合計を使った。

「パート法該当」の比率は、1995 年、2001 年、2006 年、2011 年、2016 年、2021 年に実施されたパートタイム労働者総合実態調査（2021 年は「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」）による。同調査は「週の所定労働時間が正社員よりも短い労働者」を「パ

ート（2021 年調査ではパートタイム）」としている。ここでは、これを法律上の定義と同等ととらえた。2021 年調査のパートタイムは無期雇用パートタイムと有期雇用パートタイムの合計を使った。

⑤　指標のデータ

指標の数値は次のとおりである。

表 4-1　各種パートタイム労働者比率

（単位：%）

年	非正規雇用労働者（呼称パート＋その他）	短時間	呼称パート	週 35 時間未満	パート法該当
1995	19.3	14.5	10.8	17.1	14.9
1996	19.8	15.0	11.3	19.2	－
1997	21.4	15.6	11.9	20.8	－
1998	21.9	16.3	12.2	20.9	－
1999	23.1	19.5	12.9	21.5	－
2000	24.0	20.3	13.5	19.8	－
2001	25.4	21.1	14.3	22.6	22.1
2002	27.1	22.1	13.4	22.9	－
2003	28.0	22.7	13.9	23.8	－
2004	29.0	25.2	14.1	23.3	－
2005	30.1	25.3	14.4	23.6	－
2006	30.5	25.4	14.4	22.2	25.6
2007	31.1	26.0	14.7	24.6	－
2008	31.7	26.1	14.8	25.7	－
2009	31.3	27.2	14.8	26.5	－
2010	31.9	27.8	15.5	26.1	－
2011	32.8	28.1	15.8	26.7	27.0
2012	32.7	28.7	16.1	26.3	－
2013	34.3	29.3	16.7	28.5	－
2014	34.9	29.7	16.8	29.8	－
2015	35.0	30.4	17.0	29.2	－
2016	35.1	30.6	17.1	29.7	27.3
2017	34.9	30.7	17.1	27.9	－
2018	35.6	30.9	17.4	30.9	－
2019	35.9	31.5	17.4	31.1	－
2020	34.8	31.1	17.1	32.5	－
2021	34.4	31.3	16.9	32.6	26.4
2022	34.7	31.6	16.8	32.3	－
2023	34.8	32.2	16.9	31.0	－
2024	34.6	30.9	16.7	33.0	－
2025	34.3	31.3	16.6	34.3	－
資料	総務省統計局「労働力調査（基本集計）」2001 年までは各年 2 月の「労働力調査特別調査」、2002 年以降 2012 年までは「労働力調査（詳細集計）」	厚生労働省「毎月勤労統計調査」	総務省統計局「労働力調査（基本集計）」2001 年までは各年 2 月の「労働力調査特別調査」、2002 年以降 2012 年までは「労働力調査（詳細集計）」	総務省統計局「労働力調査（基本集計）」	厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」2021 年は「パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

4.2　フリーター数、若年無業者数

①　指標の解説

昨今、その規模や動向が注目されるフリーター、若年無業者の人数を試算した。

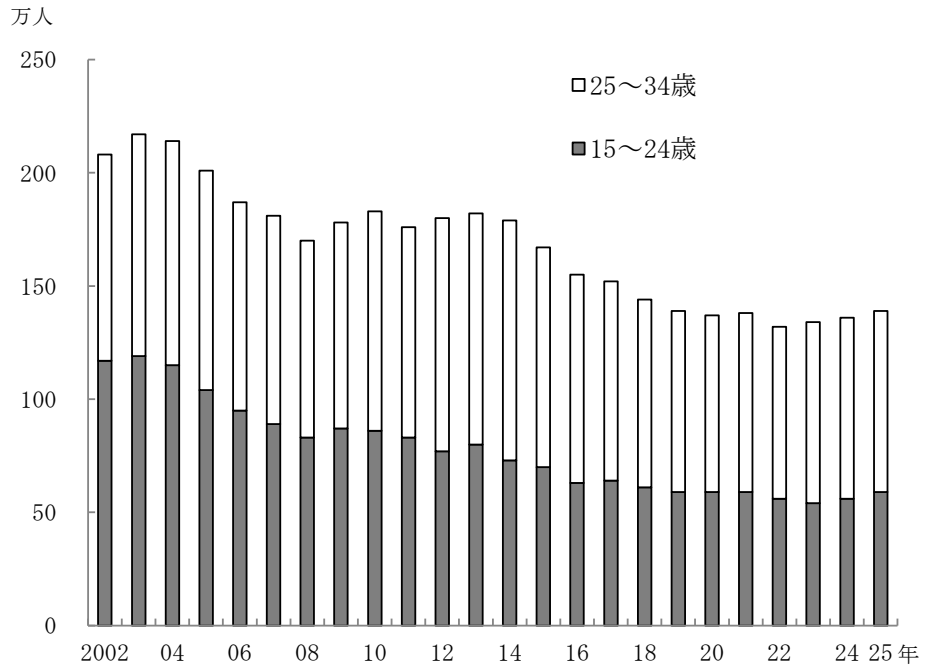
②　指標の作成結果

年齢階級別の結果は、図 4-2、図 4-3 のようになる。

③　作成結果の説明

フリーター数は 2003 年に 217 万人でピークとなった後は減少傾向にあり、直近の 2025 年は 139 万人となっている。年齢階級別にみると 2025 年は 15～24 歳は 59 万人、25～34 歳は 80 万人となっている。

図 4-2　フリーター数

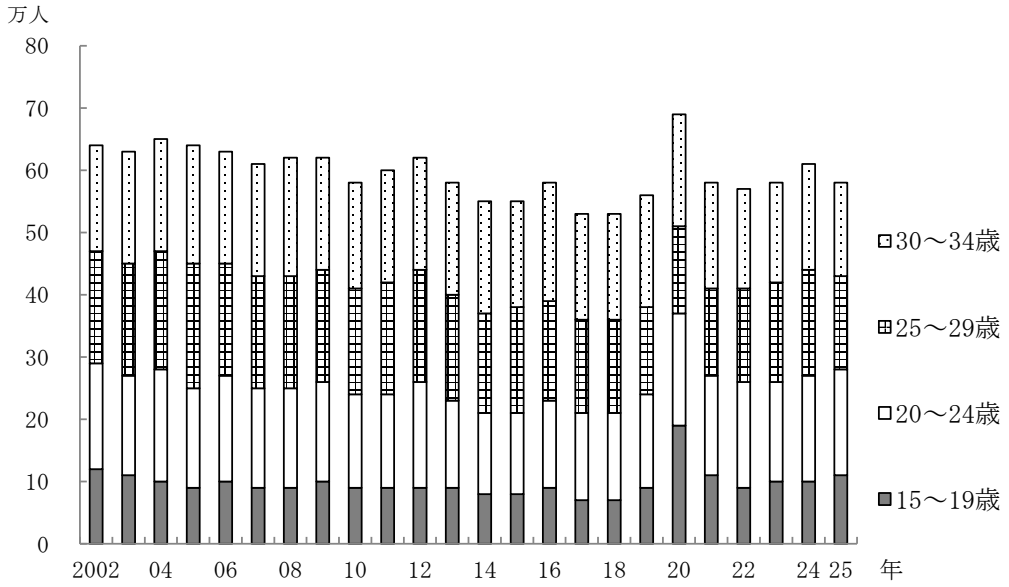


資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」
注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考までにフリーターの要件(15～34 歳という年齢要件は外す)を満たす者をみると、2025 年は 35～44 歳においては 49 万人、45～54 歳においては 52 万人となっている。

若年無業者数は、2025 年は 58 万人で、年齢階級別には 15～19 歳が 11 万人、20～24 歳が 17 万人、25～29 歳が 15 万人、30～34 歳が 15 万人となっている。

図 4-3　若年無業者数



資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計)」
注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

④　指標の作成方法

フリーターは、「労働力調査（詳細集計)」の統計を用いて、15～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、

・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
・完全失業者（2018 年以降は失業者）のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

をフリーターとした（平成 29 年版労働経済白書参照）。なお、労働力調査詳細集計では非労働力人口の定義が 2017 年までと 2018 年以降では異なることに留意が必要である。

若年無業者は、「労働力調査（基本集計）」の統計を用いて、15～34 歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を若年無業者とした（平成 29 年版労働経済白書参照）。

⑤　指標のデータ

指標の計算結果は次のとおりである。

表 4-2　フリーター数

（単位：万人）

年	15～34 歳			年齢以外のフリーター要件を満たす者	
		15～24 歳	25～34 歳	35～44 歳	45～54 歳
2002	208	117	91	25	25
2003	217	119	98	29	26
2004	214	115	99	28	25
2005	201	104	97	30	25
2006	187	95	92	32	25
2007	181	89	92	38	23
2008	170	83	87	35	22
2009	178	87	91	42	26
2010	183	86	97	44	28
2011	176	83	93	50	27
2012	180	77	103	51	31
2013	182	80	102	55	36
2014	179	73	106	61	37
2015	167	70	97	57	41
2016	155	63	92	60	41
2017	152	64	88	53	42
2018	144	61	82	53	43
2019	139	59	80	54	46
2020	137	59	78	51	47
2021	138	59	79	54	48
2022	132	56	76	52	51
2023	134	54	80	54	51
2024	136	56	80	54	54
2025	139	59	80	49	52

資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表 4-3　若年無業者数

（単位：万人）

年	計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	（参考）非労働力人口のうち家事も通学もしていない者			
						35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
2002	64	12	17	18	17	15	13	16	27
2003	63	11	16	18	18	15	13	15	26
2004	65	10	18	19	18	17	14	16	26
2005	64	9	16	20	19	17	15	16	26
2006	63	10	17	18	18	18	15	16	22
2007	61	9	16	18	18	19	15	15	22
2008	62	9	16	18	19	20	17	16	22
2009	62	10	16	18	18	21	18	18	21
2010	58	9	15	17	17	21	18	17	20
2011	60	9	15	18	18	20	19	17	20
2012	62	9	17	18	18	21	23	20	24
2013	58	9	14	17	18	20	24	21	23
2014	55	8	13	16	18	20	24	23	25
2015	55	8	13	17	17	19	25	24	24
2016	58	9	14	16	19	20	23	24	24
2017	53	7	14	15	17	18	23	26	25
2018	53	7	14	15	17	18	22	26	24
2019	56	9	15	14	18	18	21	27	26
2020	69	19	18	14	18	18	21	26	26
2021	58	11	16	14	17	17	19	25	27
2022	57	9	17	15	16	17	19	25	29
2023	58	10	16	16	16	18	19	24	30
2024	61	10	17	17	17	19	19	23	31
2025	58	11	17	15	15	18	20	23	29

資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」

注：2011 年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。